

福井市週休2日制促進工事实施要領細則

1 総則

福井市週休2日制促進工事实施要領の補足を定める。

2 週休2日の定義

- 現場閉所日については、原則土・日曜日及び祝日とするが、祝日の扱いについては、受注者の社内規定に則した扱いとする。
- 天候の影響による予定外の現場閉所日は、対象外期間ではなく、現場閉所日に含めるものとする。ただし、これら天候の影響で災害対応に携わるようになった場合は、その従事期間を対象期間外とする。

3 発注方式

- 本市が発注する設計金額200万円以上の工事を発注者指定方式の対象とする。

4 補正方法

- 経費の補正については、発注者指定方式において、当初設計時に「月単位の4週8休」の達成を前提として、該当する補正係数を乗じた単価、及び諸経費で発注する。
 - ◆ 発注者指定方式の場合、達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たなかった場合は、通期の4週8休での補正係数で契約変更を行うこと。また、通期の4週8休に満たなかった場合は補正係数を全て1.00に戻し変更契約を行うこと。

表1 発注者指定方式の経費補正係数

現場閉所の状態	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費	現場管理費
月単位の4週8休以上	1.04	1.02	1.03	1.05
通期の4週8休以上	1.02	1.02	1.02	1.03
4週8休未満	補正なし			

- 本要領及び経費補正については、土木工事（土地改良、林道、上下水道工事を含む）、港湾・漁港工事、及び建築工事を対象としており、その他設備工事（機械、電気通信設備）については、各積算基準を参照し、適宜、経費補正等を行うものとする。

5 附則

本細則は、令和6年4月1日より施行することとし、令和6年4月1日以降の施行伺いにかかる工事から適用する。

本細則は、令和6年7月25日より施行することとし、令和6年7月25日以降の施行伺いにかかる工事から適用する。